

議題 4

広島市教育委員会規則の一部改正等について（議案）

- 1 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第13号） 12
- 2 広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の全部改正について（議案第14号） 20
- 3 広島市教育委員会聴聞実施細則の一部改正について（議案第16号） 27
- 4 広島市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について（議案第15号） 30

議案第13号

令和8年3月30日提出

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松井勝憲

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「全国高校総体推進係」を削る。

第2条第1項中第19号及び第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号から第32号までを2号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 給与等の予算及び経理に関すること。

(2) 諸手当の認定の総括に関すること。

第2条第3項第4号中「教職員等の」を削り、同条第6項第5号中「健康教育課、指導第一課、指導第二課、特別支援教育課、生徒指導課及び教育センター」を「他課等」に改め、同条第7項中第17号を第18号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 学校給食、学校保健及び学校安全に係る教育職員（校長及び教員をいう。以下同じ。）の研修（教育センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。

第2条第8項第3号中「（校長及び教員をいう。以下同じ。）」及び「教育課程に係る」を削り、「特別支援教育課」を「他課等」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9項第3号中「教育課程に係る」を削り、「特別支援教育課」を「他課等」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項中第11号を削り、同条第10項第3号中「教育課程に係る研修」を「研修（他課等の所掌に属するものを除く。）」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第3項第6号中「教育委員会人事給与システム」の右に「（電子情報処理組織を使用して人事及び給与に関する事務を行うための情報処理システムで、教育給与課長が管理するものをいう。）」を、「会計年度任用職員」の右に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいい、教育長が定める職員に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

1 改正の理由

令和7年度全国高等学校総合体育大会の終了に伴い、指導第二課の全国高校総体推進係を廃止する等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 令和7年度全国高等学校総合体育大会の終了に伴い、指導第二課の全国高校総体推進係を廃止し、全国高等学校総合体育大会（広島大会）に関する事務を削る。
- (2) 給与支払等事務の効率化を図るため、総務課の給与等の予算及び経理に関する事務等を教育給与課へ移管する。
- (3) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

現行改正比較表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）

現 行	改 正
<p>(部、課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の部、課及び係を置く。</p> <p>総務部 (略)</p> <p>学校教育部 教職員課 庶務係 管理係 初等教員係 中等教員係 給与決定係 調整係 労務係 健康教育課 食育係 保健・安全係 指導第一課 庶務係 幼稚園・小学校指導係 指導第二課 中学校指導係 高等学校指導係 <u>全国高校総体推進係</u></p> <p>特別支援教育課 生徒指導課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(19) 給与等の予算及び経理に関すること（教育給与課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(20) 諸手当の認定に関すること（教育給与課及び学校事務センターの所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(21) 職員の公務災害補償の実施に関すること。</u></p> <p><u>(22) 職員の福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>(23) 職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(24) 市議会に関すること。</u></p> <p><u>(25) 教育行財政の基本調査の総括に関すること。</u></p> <p><u>(26) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理の総括に関すること。</u></p> <p><u>(27) 事務局の事務の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(28) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関すること。</u></p> <p><u>(29) 事務局の事務改善に関すること。</u></p> <p><u>(30) 事務局の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関すること。</u></p> <p><u>(31) その他事務局の庶務に関すること。</u></p>	<p>(部、課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の部、課及び係を置く。</p> <p>総務部 (現行に同じ。)</p> <p>学校教育部 教職員課 庶務係 管理係 初等教員係 中等教員係 給与決定係 調整係 労務係 健康教育課 食育係 保健・安全係 指導第一課 庶務係 幼稚園・小学校指導係 指導第二課 中学校指導係 高等学校指導係 <u>(削る。)</u></p> <p>特別支援教育課 生徒指導課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) (現行に同じ。)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(19) 職員の公務災害補償の実施に関すること。</u></p> <p><u>(20) 職員の福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>(21) 職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(22) 市議会に関すること。</u></p> <p><u>(23) 教育行財政の基本調査の総括に関すること。</u></p> <p><u>(24) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理の総括に関すること。</u></p> <p><u>(25) 事務局の事務の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(26) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関すること。</u></p> <p><u>(27) 事務局の事務改善に関すること。</u></p> <p><u>(28) 事務局の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関すること。</u></p> <p><u>(29) その他事務局の庶務に関すること。</u></p>

現 行	改 正
<p>(32) 部及び課の庶務に関すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務部教育給与課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>教職員等（教育委員会人事給与システム（電子情報処理組織を使用して人事及び給与に関する事務を行うための情報処理システムで、教育給与課長が管理するものをいう。以下同じ。）の利用による人事及び給与の管理対象者に限る。）の給与等の予算及び経理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教職員等（教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに臨時的任用職員、任期付職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により採用された職員をいう。）及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいい、教育長が定める職員に限る。第3条第3項第6号において同じ。）に限る。）の諸手当の認定の総括に関すること。</u></p> <p>(3) 教職員等の旅費等の予算及び経理の総括に関すること。</p> <p>(4) <u>教職員等の社会保険等の資格の得喪等の総括に関すること。</u></p> <p>(5) 課の庶務に関すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>教職員等の研修（健康教育課、指導第一課、指導第二課、特別支援教育課、生徒指導課及び教育センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(6)～(13) (略)</p> <p>7 学校教育部健康教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(30) 部及び課の庶務に関すること。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 総務部教育給与課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>給与等の予算及び経理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>諸手当の認定の総括に関すること。</u></p> <p>(3) 教職員等の旅費等の予算及び経理の総括に関すること。</p> <p>(4) _____社会保険等の資格の得喪等の総括に関すること。</p> <p>(5) 課の庶務に関すること。</p> <p>4・5 (現行に同じ。)</p> <p>6 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (現行に同じ。)</p> <p>(5) 教職員等の研修（他課等 _____の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(6)～(13) (現行に同じ。)</p> <p>7 学校教育部健康教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (現行に同じ。)</p> <p>(9) 学校給食、学校保健及び学校安全に係る教</p>

現 行	改 正
<p>(9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。</p> <p>(10) 就学時健康診断に関すること。</p> <p>(11) 学校保健団体に関すること。</p> <p>(12) 通学路の設定に関すること。</p> <p>(13) 旅館業、風俗営業許可に対する意見の申出に関すること。</p> <p>(14) 学校給食センターに関すること。</p> <p>(15) 安佐北食育交流センターに関すること。</p> <p>(16) 一般財団法人広島市学校給食会その他関係団体に対する指導調整等に関すること。</p> <p>(17) 課の庶務に関すること。</p>	<p><u>育職員（校長及び教員をいう。以下同じ。）の研修（教育センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(10) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。</p> <p>(11) 就学時健康診断に関すること。</p> <p>(12) 学校保健団体に関すること。</p> <p>(13) 通学路の設定に関すること。</p> <p>(14) 旅館業、風俗営業許可に対する意見の申出に関すること。</p> <p>(15) 学校給食センターに関すること。</p> <p>(16) 安佐北食育交流センターに関すること。</p> <p>(17) 一般財団法人広島市学校給食会その他関係団体に対する指導調整等に関すること。</p> <p>(18) 課の庶務に関すること。</p>
<p>8 学校教育部指導第一課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園及び小学校の教育職員（校長及び教員をいう。以下同じ。）の教育課程に係る研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園及び小学校の教育職員の派遣研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(5) 幼稚園の入学定員に関すること。</p> <p>(6) 小学校の教科用図書の採択（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）及び補助教材に関すること。</p> <p>(7) 小中一貫教育に関すること。</p> <p>(8) 教育センターに関すること。</p> <p>(9) 課、指導第二課、特別支援教育課及び生徒指導課の庶務に関すること。</p>	<p>8 学校教育部指導第一課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) 幼稚園及び小学校の教育職員_____の_____研修（他課等_____の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (削る。)</p> <p>(4) 幼稚園の入学定員に関すること。</p> <p>(5) 小学校の教科用図書の採択（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）及び補助教材に関すること。</p> <p>(6) 小中一貫教育に関すること。</p> <p>(7) 教育センターに関すること。</p> <p>(8) 課、指導第二課、特別支援教育課及び生徒指導課の庶務に関すること。</p>
<p>9 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 中学校、高等学校及び中等教育学校の教育職員の教育課程に係る研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p>	<p>9 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) 中学校、高等学校及び中等教育学校の教育職員の_____研修（他課等_____の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p>

現 行	改 正
<p>(4) <u>中学校、高等学校及び中等教育学校の教育職員の派遣研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 中学校、高等学校及び中等教育学校の教科用図書の採択（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）及び補助教材に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 高等学校及び中等教育学校の入学者選抜に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 高等学校及び中等教育学校の課程等の設置及び改廃に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 学校運営協議会に関する<u>こと。</u></p> <p>(10) 人権教育行政の総合調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(11) <u>全国高等学校総合体育大会（広島大会）</u>に関する<u>こと。</u></p>	<p>(削る。)</p> <hr/> <p>(4) 中学校、高等学校及び中等教育学校の教科用図書の採択（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）及び補助教材に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 高等学校及び中等教育学校の入学者選抜に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 高等学校及び中等教育学校の課程等の設置及び改廃に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 学校運営協議会に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 人権教育行政の総合調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(削る。)</p> <hr/>
<p>1 0 学校教育部特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特別支援学校、小学校及び中学校の特別支援学級並びに小学校、中学校及び高等学校の通級指導教室の教育職員の<u>教育課程に係る研修</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) <u>特別支援学校、小学校及び中学校の特別支援学級並びに小学校、中学校及び高等学校の通級指導教室の教育職員の派遣研修</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級の教科用図書の採択に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 特別支援学校の就学者増対策調整事務に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 障害児に係る就学・教育相談に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 教育支援委員会に関する<u>こと。</u></p>	<p>1 0 学校教育部特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) 特別支援学校、小学校及び中学校の特別支援学級並びに小学校、中学校及び高等学校の通級指導教室の教育職員の<u>研修（他課等の所掌に属するものを除く。）</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(削る。)</p> <hr/> <p>(4) 特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級の教科用図書の採択に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 特別支援学校の就学者増対策調整事務に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 障害児に係る就学・教育相談に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 教育支援委員会に関する<u>こと。</u></p>
<p>1 1 学校教育部生徒指導課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生徒指導に係る教職員の研修（教育センタ</p>	<p>1 1 学校教育部生徒指導課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 生徒指導に係る教職員の研修（教育センタ</p>

議案第14号

令和8年3月30日提出

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する規則の全部改正について

広島市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松井 勝 憲

広島市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する
規則

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年広島市教育委員会規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年広島市条例第55号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の施行に関し必要な事項のうち広島市教育委員会に係る手続等に関するものを定めるとともに、広島市教育委員会に係る他の手続（手続等に相当する手続であって、条例に基づく規則以外の規則の規定に基づくものをいう。以下同じ。）及び法令の手続（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第12号に掲げる手続等であって、同法第27条に規定する主務省令に

定める方法によらないで行う手続をいう。以下同じ。)を情報通信技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

(情報通信技術による手続)

第2条 広島市教育委員会に係る手続等、他の手続及び法令の手続を情報通信技術を利用する方法により行う場合については、別に定めるもののほか、市長の事務部局の例による。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する規則の全部改正について

1 改正の理由

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正に伴い、題名を「広島市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則」に改める等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 題名を「広島市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則」に改める。
- (2) 教育委員会に係る手続を情報通信技術を利用する方法により行う場合については、別に定めるもののほか、市長の事務部局の例によることとする。

3 施行期日

令和8年4月1日

現行改正比較表（広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）

現 行	改 正								
<p style="text-align: center;"><u>広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、広島市教育委員会に係る行政手続等を電子情報処理組織（広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年広島市条例第55号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第2条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、次の表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。</p> <table border="1" data-bbox="180 1525 770 2054"> <tr> <td data-bbox="180 1525 560 1621"><u>広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）</u></td> <td data-bbox="560 1525 770 1621">第6条第1項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1621 560 1771"><u>広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）</u></td> <td data-bbox="560 1621 770 1771">第13条第1項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1771 560 1921"><u>広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）</u></td> <td data-bbox="560 1771 770 1921">第13条第1項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1921 560 2054"><u>広島市立特別支援学校学則（昭和57年広島市教育委員会規則第21号）</u></td> <td data-bbox="560 1921 770 2054">第16条</td> </tr> </table>	<u>広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）</u>	第6条第1項	<u>広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）</u>	第13条第1項	<u>広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）</u>	第13条第1項	<u>広島市立特別支援学校学則（昭和57年広島市教育委員会規則第21号）</u>	第16条	<p style="text-align: center;"><u>広島市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年広島市条例第55号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の施行に関し必要な事項のうち広島市教育委員会に係る手続等に関するものを定めるとともに、広島市教育委員会に係る他の手続（手続等に相当する手続であって、条例に基づく規則以外の規則の規定に基づくものをいう。以下同じ。）及び法令の手続（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第12号に掲げる手続等であって、同法第27条に規定する主務省令に定める方法によらないで行う手続をいう。以下同じ。）を情報通信技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(情報通信技術による手続)</p> <p>第2条 広島市教育委員会に係る手続等、他の手続及び法令の手続を情報通信技術を利用する方法により行う場合については、別に定めるもののほか、市長の事務部局の例による。</p>
<u>広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）</u>	第6条第1項								
<u>広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）</u>	第13条第1項								
<u>広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）</u>	第13条第1項								
<u>広島市立特別支援学校学則（昭和57年広島市教育委員会規則第21号）</u>	第16条								

<u>広島市安佐北食育交流センター条例施行規則（令和7年広島市教育委員会規則第6号）</u>	<u>第3条第1項</u>	
<u>2 前項の申請等の方法その他必要な事項については、市長の事務部局の例による。</u>		

<情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル行政推進法)の改正>

国は令和元年12月、情報通信技術を活用し行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、旧オンライン手続法の大幅な法改正を行い(法律名も現行のデジタル行政推進法に改称)、行政手続のオンライン化を原則としている。

出典:内閣官房国会提出法案概要

デジタル手続法案※の概要①

※正式名称:情報通信技術の活用による行政手続等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の活用に関する法律等の一部を改正する法律案

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
 ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
 ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等(行政手続オンライン化法の改正※)

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル行政推進法)」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

①国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

②デジタル化の促進原則

- ①デジタルファースト: 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンストップ: 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ: 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)について、オンライン実施を原則化(地方公共団体等は努力義務)
- ・本人確認や手数料納付もオンラインで実施(電子署名等、電子納付)

添付書類の撤廃

- ・行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備(登記事項証明書(2020年度情報連携開始予定)や本人確認書類(電子署名による代替)等を想定)

デジタル化を要するための情報システム整備計画

- ・オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための情報システム整備計画、データの標準化、API(外勤連携機能)の整備、情報システムの共有化

デジタル・プラットフォームの是正

- ・情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正(高齢者等に対する相談、助言その他の援助)

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

2. オンライン条例・規則の主な改正内容

改正のポイント

➤ 行政手続のオンライン化を原則化（従来は例外的にオンライン化）

⇒ 市民がオンライン申請できるように、既存のWEBサイトへの申請画面の作成・公開、電子メールでの受付開始などの環境を整備

➤ 添付書類の不要化

⇒ これまで申請書への添付を求めていた住民票の写しや登記事項証明書などについて、情報システムから入手・参照できる場合は添付書類を求めない取扱い

改正内容	
区分	改正内容
1	【現行】 広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (通称：オンライン条例)
	【改正】 広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（※規則名も同様に変更） (通称：デジタル行政推進条例)
2	【現行】 条例からの委任により規則でオンライン化を可能とする行政手続を別表で個別に規定
	【改正】 条例で行政手続のオンライン化を原則とする旨を規定（印鑑登録申請など現物確認等が必要な場合は除外）とともに、規則による別表の廃止
3	【現行】 行政手続における情報システムの整備等を努力義務として規定
	【改正】 行政手続における情報システムの整備等を原則として義務化する旨を規定
4	【現行】 規定なし
	【改正】 住民票の写しや登記事項証明書などの添付書類で確認すべき事項に係る情報を情報システムから入手・参照できる場合、添付書類を不要とする旨を規定

議案第15号

令和8年3月30日提出

広島市教育委員会聴聞実施細則の一部改正について

広島市教育委員会聴聞実施細則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市教育委員会聴聞実施細則の一部を改正する規則

広島市教育委員会聴聞実施細則（平成6年広島市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第10条第1項及び第3項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、令和8年5月21日から施行する。

広島市教育委員会聴聞実施細則の一部改正について

1 改正の理由

広島市聴聞実施細則の改正に鑑み、聴聞調書及び報告書について、主宰者の押印の義務を廃止する等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 広島市聴聞実施細則の改正に鑑み、聴聞調書及び報告書について、主宰者の押印の義務を廃止する。
- (2) 行政手続法等の改正に伴い、同法等を引用する部分について規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(2)の改正については、令和8年5月21日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会聴聞実施細則）

現 行	改 正
<p>第1条 （略）</p> <p>（聴聞の期日の変更）</p> <p>第2条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知を受けた者（<u>法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。</u>以下「当事者」という。）は、行政庁に対し、次に掲げる事項を記載した書面により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3条～第9条 （略）</p> <p>（聴聞調書及び報告書の記載事項）</p> <p>第10条 聴聞調書（法第24条第1項又は条例第24条第1項の規定により作成する調書をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに<u>記名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 報告書（法第24条第3項又は条例第24条第3項の規定により作成する報告書をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに<u>記名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>第11条 （略）</p>	<p>第1条 （現行に同じ。）</p> <p>（聴聞の期日の変更）</p> <p>第2条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知を受けた者（<u>法第15条第4項後段又は条例第15条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者1を含む。</u>以下「当事者」という。）は、行政庁に対し、次に掲げる事項を記載した書面により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>(1)～(3) （現行に同じ。）</p> <p>2・3 （現行に同じ。）</p> <p>第3条～第9条 （現行に同じ。）</p> <p>（聴聞調書及び報告書の記載事項）</p> <p>第10条 聴聞調書（法第24条第1項又は条例第24条第1項の規定により作成する調書をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに<u>記名しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(8) （現行に同じ。）</p> <p>2 （現行に同じ。）</p> <p>3 報告書（法第24条第3項又は条例第24条第3項の規定により作成する報告書をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに<u>記名なければならない</u>。</p> <p>(1)・(2) （現行に同じ。）</p> <p>第11条 （現行に同じ。）</p>

議案第16号

令和8年3月30日提出

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松井 勝 憲

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和2年広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

1 改正の要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、業務量管理・健康確保措置の実施に関することについて学校運営協議会の承認を得なければならないこととしようとするものである。

2 施行期日

令和8年4月1日

現行改正比較表（広島市学校運営協議会の設置等に関する規則）

現 行	改 正
<p>第1条～第7条 （略）</p> <p>（学校運営に関する基本的な方針の承認等）</p> <p>第8条 対象学校の校長は、毎年度、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 教育目標及び運営方針に関すること</p> <p>(2) 教育課程の編成に関すること</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(3) その他校長が必要と認める事項</p> <p>2 （略）</p> <p>第9条～第13条 （略）</p>	<p>第1条～第7条 （現行に同じ。）</p> <p>（学校運営に関する基本的な方針の承認等）</p> <p>第8条 対象学校の校長は、毎年度、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 教育目標及び運営方針に関すること</p> <p>(2) 教育課程の編成に関すること</p> <p>(3) <u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること</u></p> <p>(4) その他校長が必要と認める事項</p> <p>2 （現行に同じ。）</p> <p>第9条～第13条 （現行に同じ。）</p>

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- ・ 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

➡ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

➡ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

➡ 給特法第3条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

➡ 附則第1条関係

参考資料1

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

➡ 学校教育法第42条関係

- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

➡ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を職務類型に応じて支給することとし、その困難性を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想

➡ 教育公務員特例法第13条関係

- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

➡ 給特法第3条、第5条関係

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

参考資料2

旧	新
<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、<u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法</u>（昭和四十六年法律第七十七号）<u>第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u>その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。